

中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱

平成 21 年 7 月 15 日
21 中総総第 199 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、私立の特定子ども・子育て支援施設等のうち幼稚園（以下「私立幼稚園」という。）に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）、私立の特定教育・保育施設に在籍する小学校就学前子どもの保護者（以下「教育・保育給付認定保護者」という。）又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者に対して、予算の範囲内で中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、その経済的負担を軽減し、もって幼稚園教育の振興と充実を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私立の特定子ども・子育て支援施設等 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 7 条第 10 項に定める施設のうち国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める幼稚園（同法第 76 条第 2 項に規定する特別支援学校の幼稚部を含む。）をいう。
- (3) 小学校就学前子ども 支援法第 30 条の 4 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる小学校就学前子どもとして支援法第 30 条の 5 に規定する認定を受けた幼児又は支援法第 19 条第 1 項第 1 号に掲げる小学校就学前子どもとして支援法第 20 条第 4 項に規定する支給認定を受けた幼児（以下「教育・保育給付 1 号認定子ども」という。）をいう。ただし、支援法第 28 条第 1 項の規定により特例施設型給付費を支給される場合で、教育・保育給付 1 号認定子どもに適用される利用者負担額が適用されるときは、これらのものも含めることができる。
- (4) 保護者 園児と同一の世帯に属し、園児が在籍する私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似の幼児施設に保育料、特定負担額又は預かり保育料を納入する義務を負っている者（父母と同一の世帯に属していない園児等を監護している者を含む。）をいう。ただし、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日付厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知）における幼稚園費の支弁の対象となる者は除くものとする。

- (5) 私立の特定教育・保育施設 支援法第27条第1項の規定により確認された施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が設置する施設をいう。
- (6) 幼稚園類似の幼児施設 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助金交付要綱（昭和58年7月12日58総学一第138号）別表第1の基準に従い、東京都知事が認定する施設をいう。
- (7) 利用者負担額 支援法第27条第3項第2号又は第28条第2項各号に掲げる額をいう。
- (8) 園児 毎年4月1日以降、中央区（以下「区」という。）の区域内に住所を有し、私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する0歳児から5歳児までをいう。ただし、学校教育法第18条の規定により、就学させる義務を猶予し、又は免除された保護者の子が私立幼稚園、私立の特定教育・保育施設又は幼稚園類似の幼児施設に在籍している場合には、これらを含めることができる。
- (9) 特定負担額 中央区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年10月中央区条例第21号）第13条第3項の規定により設定した額をいう。
- (10) 幼稚園型一時預かり事業 「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日付27文科初第238号及び雇児発0717第11号。文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」に基づき、区長が実施し、又は助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。
- (11) 幼稚園型Ⅱ 幼稚園型一時預かり事業のうち、私立幼稚園において、当分の間の措置として、保育を必要とする0歳児から2歳児までの受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業をいう。
- (12) 第1子 第2子及び第3子等に該当しない園児をいう。
- (13) 第2子 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を1人有する園児をいう。
- (14) 第3子等 年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を2人以上有する園児をいう。
- (15) ひとり親世帯等 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）第22条各号に掲げるものが属する世帯をいう。
- (16) 子育てのための施設等利用給付 支援法第30条の2に規定する給付をいう。

（補助対象）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者、教育・保育給付認定保護者又は幼稚園類似の幼児施設に在籍する園児の保護者
- (2) 保護者の労働、疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であつて、支援法施行規則第1条の5各号のいずれかに該当することにより保育の必要性があることを確認した第2子以降の0歳児から2歳児まで及び満3歳児に達する日以後の最初の3月31日までにある幼児（以下「満3歳児」という。）の預かり保育料を納入した保護者

（補助金額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる交付対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者 別表第1に定める額
- (2) 教育・保育給付認定保護者 別表第1に定める額
- (3) 幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者 別表第2に定める額
- (4) 区長が前条第2号の規定により保育の必要性があることを確認した毎年4月1日以降に満3歳児に達する第2子以降の幼児を有する保護者が納入した預かり保育料 別表第3区分1に定める額
- (5) 区長が前条第2号の規定により保育の必要性があることを確認した幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する幼稚園又は私立の特定教育・保育施設に受け入れられている0歳児から2歳児まで（3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある幼児を含む。）の第2子以降の幼児を有する保護者が納入した預かり保育料 別表3区分2に定める額

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる算出方法により得た額が該当する別表に定める補助単価（月額）に満たないときは、当該額とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者にあつては、月額の保育料及び入園料を在籍月数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から子育てのための施設等利用給付又は他の地方公共団体を実施する同種の補助事業により交付された金額を減じて得た額（別表第1の1の項若しくは2の項に掲げる世帯又は3の項から5の項までに掲げる世帯のうち第3子等に該当する世帯にあつては、当該額にその他の納付金を在籍月数で除した金額を加算した額）
- (2) 教育・保育給付認定保護者にあつては、特定負担額及び入園料の合計額を在籍月数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から他の地方公共団体を実施する同種の補助事業により交付された金額を減じて得た額

- (3) 幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児の保護者にあつては、月額保育料及び入園料（別表第2の1の項又は2の項に掲げる世帯若しくは3の項から5の項までに掲げる世帯のうち第3子等に該当する世帯にあつては、その他の納付金も補助対象経費に含む。）を在籍月数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）から他の地方公共団体が実施する同種の補助事業により交付された金額を減じて得た額
- (4) 預かり保育を利用する満3歳児の保護者にあつては、別表第3の区分1に定める園児一人当たりの補助単価として算定した額とする。ただし、保護者が納入した預かり保育料の合計額の月額が補助単価に満たないときは、当該預かり保育料の合計額の月額を限度として適用する。
- (5) 幼稚園型Ⅱを利用する0歳児から2歳児までの保護者にあつては、別表第3の区分2に定める園児一人当たりの補助単価とする。ただし、保護者が納入した預かり保育料の合計額の月額が、補助単価に満たないときは、当該預かり保育料の合計額の月額を限度として適用する。

3 前2項の規定にかかわらず、月途中の入退園又は転出入が生じた場合、第1項第1号及び第3号に掲げる交付対象者にあつては子育てのための施設等利用給付における算出方法を準用するものとし、同項第2号の交付対象者にあつては特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成28年8月23日付け府子本第571号、28文科初第727号、雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）における算出方法を準用するものとする。

（補助金の交付の申請及び制限）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、区の住民基本台帳等に記載されていた期間に応じ補助金の交付の申請を行うことができる。

2 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、次に掲げる書類を区長が指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 別記第1号様式による補助金交付申請書
- (2) 別記第2号様式による在園証明書
- (3) 区市町村民税の課税（非課税）証明書の写し
- (4) 区市町村民税の納税通知書の写し
- (5) 勤務証明書、診断書、り災証明書その他の保育の必要性があることを証明する書類（第3条第2号の規定に該当する場合に限る。）

- 3 区長は、交付対象者の所得に関する情報を公募等で確認することができるときは、前項第3号又は第4号に掲げる書類の添付を省略させることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、区長がやむを得ないと認めるときは、区長が指定する日以後に申請書を提出することができる。この場合において、申請月は、区長が指定する日の属する年度の4月分からとする。
- 5 第2項に規定する課税証明書等の提出をする場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては中央区福祉に関する事務所設置条例（昭和40年3月中央区条例第9号）に基づき設置する中央区福祉事務所の長の証明書、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付を受けている世帯にあつては区長の証明書の添付によってこれに代えることができる。
- 6 次の各号に掲げる控除を受けている者の別表第1及び別表第2の区市町村民税の所得割課税額は、当該各号に掲げる控除の適用を受ける前の額とする。
 - （1） 地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7及び同法附則第5条の5第2項に規定する寄附金控除
 - （2） 地方税法第314条の8に規定する外国税額控除
 - （3） 地方税法第314条の9に規定する配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除
 - （4） 地方税法附則第5条第3項に規定する配当控除
 - （5） 地方税法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第6項及び第45条に規定する住宅借入金等特別税額控除
- 7 交付対象者は、他の地方公共団体が行うこの要綱に規定する補助金と同種の補助金と重複して、この補助金の交付を受けてはならない。

（補助金の交付の決定）

- 第6条 区長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請をした交付対象者が保護者であることを確認の上（保護者が申請に関する事務を第8条第2項の代理人に委託している場合は、委任者全てについて行うものとする。）、前条第2項の補助金交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 区長は、補助金の交付の決定をしたときは、別記第3号様式による補助金交付決定通知書により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び金額）

第7条 前条第2項の補助金交付決定通知書を受けた交付対象者(以下「交付決定者」という。)は、区長に別記第4号様式による請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(代理人)

第8条 補助金の交付を受けようとする交付対象者は、第5条第1項に規定する申請及び前条に規定する請求に関する事務の全部又は一部を委任することができる。

2 前項の規定による委任を受けた者(以下「代理人」という。)に係る事務については、第5条第1項、第6条第2項及び前条の規定を準用する。この場合において、第5条第2項本文中「交付対象者」とあるのは「代理人」と、同項中「別記第1号様式」とあるのは「別記第1号の2様式」と、第6条第2項中「別記第3号様式」とあるのは「別記第3号の2様式」と、「交付対象者」とあるのは「代理人」と、前条中「交付対象者(以下「交付決定者」という。)」とあるのは「代理人」と、「別記第4号様式」とあるのは「別記第4号の2様式」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 代理人は、補助金の交付を申請するときは、区長に交付対象者の別記第5号様式による委任状を提出しなければならない。

(補助金の配分)

第9条 補助金の交付を受けた代理人は、速やかにこれを交付決定者に配分し、配分後遅滞なく別記第6号様式による実績報告書を区長に提出しなければならない。

2 代理人は、前項に規定する配分において配分不能の額があるときは、別記第7号様式による返戻明細書を添えて当該配分不能額の補助金を区長に返還しなければならない。

(補助金に関する調査)

第10条 区長は、補助金に関し必要と認めるときは、補助金の交付を受けた交付決定者又は代理人に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第11条 区長は、交付決定者又は代理人が偽りその他不正の手段により補助金を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第12条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年7月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

2 平成23年3月11日に東北地方太平洋沖地震による被災地(東北地方太平洋沖地震の被災により災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた地域をいう。ただし、東

京都の区域内の地域を除く。)の住民であって、区に避難してきた者のうち、平成23年3月11日現在居住していた市町村(以下「避難元市町村」という。)から直ちに住民票を移すことが困難であるものについての第2条第3号の適用については、当分の間、区長が当該者の居住の実態に基づき、区内に住所を有するものとみなすことができる。この場合において、避難元市町村に居住していたことの確認は、り災証明書、被災証明書その他運転免許証、健康保険証等の被災地域に居住していたことを証する書類を確認する等客観的な方法により行うものとする。

- 3 区長は、当分の間、前項の規定により区内に住所を有するものとみなした園児について、避難元市町村から第5条第4項に規定する証明書を取り寄せることができないとき、又は被災により家計状況が著しい影響を受けたと認められるときは、給与支払明細書(雇用日から同条第1項又は第2項に規定する申請の日までの期間の給与支払状況が確認できるものをいう。)、雇用保険受給資格者証等の写しを徴することにより、家計の実態を把握した上で、別表第2の世帯の所得区分の認定を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成21年度12月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年度10月29日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度12月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年度5月16日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条第10号及び11号の改正規定は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年9月1日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

- 2 この要綱の施行の際、改正前の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定による改正後の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱第4条の2及び別表第2の規定は、施行日以後の補助金の交付について適用し、施行日前の補助金の交付については、なお、従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱第4条第1項から第3項まで及び別表第1から別表第3までの規定は、令和元年10月以後の月分の保育料、入園料、その他の納付金及び特定負担額の補助について適用する。
- 3 この要綱による改正前の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

別表第1（第2条・第4条・第5条関係）

対象世帯の条件	補助単価（月額）		
	第1子	第2子	第3子等
1 次のいずれかに該当する世帯 ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯 ウ 2の項のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2 区市町村民税所得割非課税世帯又は3の項のうちひとり親世帯等	3,200円	6,200円	6,200円
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下の世帯（2の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	6,200円
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（2の項及び3の項に掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,600円
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯（2の項から4の項までに掲げる世帯を除く。）	1,800円	1,800円	5,000円
6 1から5までに掲げる世帯以外の世帯	1,800円	1,800円	1,800円

備考

- 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助若しくは葬祭扶助の併給世帯又は単給世帯とする。
- 2 本表において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯とは、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付若しくは葬祭支援給付の併給世帯又は単給世帯とする。

別表第2（第2条・第4条・第5条関係）

対象世帯の条件	補助単価（月額）		
	第1子	第2子	第3子等
1 次のいずれかに該当する世帯 ア 生活保護法の規定による保護を受けている世帯 イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯 ウ 2の項のうちひとり親世帯等	31,900円	31,900円	31,900円
2 区市町村民税所得割非課税世帯又は3の項のうちひとり親世帯等	28,900円	31,900円	31,900円
3 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額（世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。以下同じ。）が77,100円以下の世帯（2の項に掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	31,900円
4 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯（2の項及び3の項に掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	31,300円
5 当該年度に納付すべき区市町村民税の所得割課税額が256,300円以下の世帯（2の項から4の項までに掲げる世帯を除く。）	27,500円	27,500円	30,700円
6 1から5までに掲げる世帯以外の世帯	27,500円	27,500円	27,500円

備考

- 1 本表において生活保護法の規定による保護を受けている世帯とは、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助若しくは葬祭扶助の併給世帯又は単給世帯とする。
- 2 本表において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付を受けている世帯とは、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付若しくは葬祭支援給付の併給世帯又は単給世帯とする。

別表第3（第4条関係）

区分		預かり保育料		
		預かり保育事業の利用料		幼稚園型一時預かり事業利用料
1	毎年4月1日以降に満3歳に達する第2子以降の幼児（注1）（注2）	補助単価（月額） 16,300円	補助単価（日額） 450円	預かり保育事業が十分でない場合等は、幼稚園型一時預かり事業利用料を預かり保育料の「補助単価（月額）」を上限として加算可能
		「補助単価（日額）」×「預かり保育の利用日数」又は「補助単価（月額）」を比較して小さい金額		
2	幼稚園型一時預かり事業の幼稚園型Ⅱを実施する私立幼稚園に受け入れられている0歳児から2歳児まで（3歳の誕生日を迎えた年度末までの間にある者を含む。）の第2子以降の幼児（注1）（注2）	—		補助単価（月額） 42,000円

（注1）区長が保育の必要性があると確認した幼児に限る。

（注2）第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を有する幼児に限る。

中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金交付申請書 兼 口座振替登録依頼書

在園 幼児	ふりがな 氏名		申 請 者	ふりがな 氏名 (本人が自署してください。)		
	生年月日 年 月 日 歳児学級			住所		
	幼稚園又は 施 設 名		電話番号（自宅・職場）			
			連絡先			

幼児の 属する 世帯状況	ふりがな 氏 名 (在園・在学状況)	生年月日	続柄	※区使用欄 区市町村民税課税額		補助 区分
				均等割額	所得割額	
	(公立・私立 園・学校)					1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5 ・ 6
	(公立・私立 園・学校)					
	(公立・私立 園・学校)					
	(公立・私立 園・学校)					
(公立・私立 園・学校)						

年度中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金として、下記のとおり申請します。

なお、私及び世帯員は、この申請の審査のため、所得に関する情報を公簿等で確認することに同意します。

年 月 日

記

補助金申請額

金 円

—月分（ 年 月から 年 月まで）

(注) 申請者及び世帯員の氏名は、自署してください。ただし、世帯員のうち未成年者
成年被後見人等にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。

【口座振替登録依頼欄】

中央区私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金は、次の口座に振り込んでください。

※この振込口座の情報を区からの全ての振込みに使用することに ☐ 同意する。 ☐ 同意しない。

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協	本 店 支 店 出 張 所 所	口座種別（該当番号に○）	口座番号					
			1 普通 2 当座						
	金融機関コード	支店コード							

(フリガナ)	
口座名義人	
(申請者と同一に限る)	

第1号の2様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先） 中 央 区 長

保護者 外 名代理人

氏名

住所

幼稚園名
又は施設名

中央区私立幼稚園等園児保護者補助金交付申請書

年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金として、下記のとおり交付を申請いたします。

記

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

ただし、保護者 外 名分（別紙のとおり）

別紙の園児は、表示のとおり、当園に在籍し、保育料を納入したことを証明します。

保護者 外 名

年 月 日

幼稚園名

園 長 名

(別紙)

補助金交付申請明細書

私及び世帯員は、この申請の審査のため、所得に関する情報を公簿等で確認することに同意します。

在 園 幼 児	ふりがな 氏名		保 護 者	ふりがな 氏名	
	生年月日 年 月 日 ＜ 年 月 日現在満 歳＞			住 所	
			連絡先電話番号 (自宅・職場)		
幼 児 の 属 す る 世 帯 状 況	氏 名	生 年 月 日 (年 齢)	続 柄	区市町村民税課税額 均等割額 所得割額	
	合 計				
入 園 月 日	保育料 (月額) a	収入 月 b	収入額 a × b	申 請 額 補助区分 ()	
年 月 日					

- (注) 1 保護者及び世帯員の氏名は、本人が自署してください。ただし、世帯員のうち未成年者、成年被後見人等
にあつては、本人に代わって法定代理人が署名することができます。
- 2 二重線内は記入しないでください。

第2号様式（第5条関係）

園 兒 在 園 証 明 書

園児及び保護者住所 東京都中央区

園 児 氏 名 (歳児学級)

園 児 生 年 月 日

上記の者は、当園に在籍（ 年 月から 年 月まで）し、 か月
分の保育料（月額 円）を納付したことを証明します。

年 月 日

幼稚園名
又は施設名

所在地

設置者・園長名

※設置者・園長名は、自署（法人の場合は代表者の署名又は記名押印）してください。

第 号
年 月 日

様

中 央 区 長 印

中央区私立幼稚園等園児保護者補助金
交付決定通知書

さきに申請のありました 年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金につきまして
しては次のとおり交付決定しましたので通知いたします。

記

1 交付決定金額

金 _____ 円

2 幼稚園名又は施設名

第 号
年 月 日

保護者 外 名代理人
様

中 央 区 長 印

中央区私立幼稚園等園児保護者補助金
交付決定通知書

さきに申請のありました 年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金につきましては次のとおり交付決定しましたので通知いたします。

記

1 交付決定金額

金 円

ただし、保護者 外 名分（別紙のとおり）

2 幼稚園又は施設名

請 求 書

金 _____ 円

ただし、 _____ 年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金
上記のとおり請求します。

年 月 日

請 求 者	住 所	
	氏 名	
園児氏名		

(宛先) 中 央 区 長

請 求 書

金 _____ 円

ただし、
(保護者 外 名分) として 年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金

上記のとおり請求します。

年 月 日

幼稚園名

住 所

保護者 外 名代理人

(宛先) 中央区長

委 任 状

年 月 日

（宛先）中央区長

<委任者>

住所

氏名

（※本人が自署してください。）

私は、下記のとおり中央区私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱に係る事務を代理人に委任します。

記

- 1 園児に関する事項
氏名
幼稚園名又は施設名

- 2 委任する事務

- 3 代理人（受任者）
住所
氏名

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 中央区長

保護者 外 名代理人

氏名

住所

幼稚園名
又は施設名

中央区私立幼稚園等園児保護者補助金配分実績報告書

年 月 日に交付された、 年度中央区私立幼稚園等園児保護者補助金
については、下記のとおり配分いたしましたので、別紙配分明細書を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|------------|---------------|---|
| 1 | 補助金受領額 | 金 | 円 |
| 2 | 保護者に配分した金額 | 金 | 円 |
| | （あり） | 金 | 円 |
| 3 | 配分不能による返戻額 | （別紙返戻明細書のとおり） | |
| | （なし） | | |

第7号様式(第9条関係)

私立幼稚園等園児保護者補助金返戻明細書

返戻金 金 円（配分不能者 名）（内訳）

[illegible]